

- 不正行為の増加と今後の制度について
- 残業の上限規制を検討
- 雇入れ時の健康診断
- 日本語能力のうでだめし!

不正行為の増加と今後の制度について

平成27年に外国人の研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知された外国人研修生・技能実習生の受入れ機関は、273機関にのぼりました。

このような状況の中、今年中に施行される予定の【技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律】では現在最長3年の実習期間が最長5年に延長される事など緩和される面が目立ちます。不正行為に対し、しっかりと罰則を盛り込んだ規則を定め、新たな「外国人技能実習機構」が設立

される等、厳しくなる側面もございます。給与面で勘違いによる未払いの発生等も特に厳しくチェックされる事が予想されます。

例えば、欠勤や時間外労働が発生した場合、雇用契約書にある時給単価を基に計算されておらず、最低賃金を下回るケースもありました。数円の違いでも未払い扱いになり不正行為とされてしまう事もあります。

今後も、これまで以上にコンプライアンスを重視していただきうっかり不正等の無い様よろしくお願いたします。



不正行為の詳細

- 1 平成27年に「不正行為」を通知した機関数(273機関)は平成26年のと比べると13.3%増加しており、現行制度が施行された平成22年以降、増加傾向が続いています。
- 2 受入れ形態別では、団体監理型の受入れが270機関(98.9%)で、ほとんどを占めています。
- 3 「不正行為」を通知した団体

- 4 「不正行為」の類型別の件数(注)は370件で、前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が173件(46.8%)と最も多く、次いで、「不正行為

を隠蔽する目的で偽変造文書等行使又は提出したことに關する「不正行為」が62件(16.8%)、講習や技能実習を計画どおりに行わないことに關する「不正行為」が39件(10.5%)となっています。
(注)一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があります。「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しません。

残業の上限規制を検討

政府は、長時間労働の是正策として検討している残業時間の上限規制について「月60時間」を軸に調整に入りました。1カ月単位だけでなく半年や1年などの期間でも規制を設けるなどとする案が出ています。政府の働き方改革実現会議の労使メンバーらの意見も踏まえて国会が今年の臨時国会に労働基準法改正案を提出し、2019年度からの導入を目指しています。

雇入れ時の健康診断

技能実習生を受入れる際は、日本人を雇い入れる場合と同様に労働安全衛生法に則り、雇入れ時健康診断を実施しなければなりません。そこで出国前に母国で実施したものを、雇入れ時に実施したものでできないか考えてしまいます。

しかし厚生労働省の見解として「医師による健康診断とは、日本の医師法に規定する医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者が行う健康診断をいう」とホームページに掲載されておりますので、日本での実施が必要となります。実習生入国後の健康診断実施にご協力ください。また、ご不明な点がございましたら組合担当者が個別にご相談させていただきます。組合担当までお問合せ下さい。



実習生のみなさんへ

日本語能力のうでだめし!

日本語能力検定 2017第一回

2017年の第一回日本語能力試験の日程が決まりました。

試験日:7月2日(日)

希望者は下記申込期間に申込をして下さい。組合を通しての申込も可能ですので担当までご連絡下さい。

受付期間:
3月29日(水)
~4月28日(金)

※組合を通じて申込み場合は4月15日(土)までに担当者までご連絡下さい。

JITCO 主催 日本語作文 コンクール開催

- ◆ 募集期間:
2017年4月3日(月)~
5月12日(金)必着
 - ◆ テーマ: 自由
(特定のテーマは設けられておりません)
 - ◆ 使用言語: 日本語
 - ◆ 応募形式: 原稿用紙3枚
文字数1,200字以内
 - ◆ 最優秀賞(4名程度)
...表彰状,賞金(5万円)
 - ◆ 優秀賞(4名程度)
...表彰状,賞金(3万円)
 - ◆ 優良賞(20名程度)
...表彰状,賞金(2万円)
- 詳細はJITCOのWEBをご覧ください